

「伊達判決を生かす会」会報

生かす会ニュース

2017年9月18日

■発行：伊達判決を生かす会事務局

〒102-0085 東京都千代田区六

番町1 自治労会館2F 自治退氣付

吉沢弘久

東京高裁は早期に「再審開始」の決定を！

高裁で検察は沈黙、即時抗告棄却を主張せず



当会が行っている免訴判決を求める砂川事件再審請求（即時抗告審）について、東京高裁は、本年2月17日の請求人意見陳述手続において、決定を2～3ヶ月後に出すと言明した。にもかかわらず、それから半年以上経った現在も決定は出されておらず、8月29日請求人弁護士からの決定時期の問い合わせに対し、9月12日東京高裁から、何を検討しているかの説明もないまま「当初の予定より検討に手間をとっている。できるだけ早期に決定する。」と連絡があっただけである。

検察は、地裁段階では請求人からの請求書他多数の補充書に対し僅か1通の意見書を出しただけ、即時抗告審では、請求人からの即時抗告申立書他多数の補充書について全く反論せず、一通の意見書も提出していない。昨年3月4日に東京地裁が出した「棄却」決定は、法理も論理も証拠記載事実も無視した真剣に読むには堪えないシロモノであった。

このような経過からも、高裁は「再審開始」決定を早期に出すべきことは論を待たない。

●この再審請求では、法的には刑訴法337条の4項目が焦点。同条の免訴事由が制限列举であるか否かは重要な論点だ。地裁段階での検察意見では、免訴判決の事由は「確定判決」などの4項目だけとする法解釈を示した。しかし憲法37条1項「迅速裁判」違反で法定外の免訴判決事由を認めた1972年12月20日付最高裁判決（高田事件）、及び法定外の公訴棄却判決事由を認めた2016年12月19日付最高裁判決（ある殺人事件）によって、刑訴法337条が定める4項目は例示的列举であることが判例上確定した。

●新証拠（駐日米大使マッカーサーが本国に送った電報1通・書簡2通—アメリカ国立公文書館所蔵）によって、砂川事件最高裁大法廷の裁判長田中耕太郎が多数の裁判情報を被害者である米側に伝え、大法廷は憲法37条1項で刑事被告人に保障されている「公平な裁判所」ではないことが明らかになった。砂川事件では、憲法37条1項「公平な裁判所」違反が認められ、高田事件と同様に、「審理を打ち切るという非常救済手段を用いることが是認されるべき場合」という免訴事由が存在することになる。

●検察官は、地裁段階において、新証拠についてその存在だけではなく、新証拠の記載内容の真実性（虚偽の事実が記載されていないこと）を認めざるを得なかった。その結果、東京地裁は、新証拠に記載されている事実に向き合わず、或いは事実を捻じ曲げ、請求棄却の決定を出した。

●即時抗告を審理する東京高裁の裁判官たちが、法律家として事実と向き合い、憲法と法律、そして判例を正しく適用すれば、再審開始決定しかあり得ない。

しかし、開始決定の場合、安倍政権が集団的自衛権や安保法制制定の法的根拠とした最高裁大法廷判決（田中耕太郎裁判長）を違憲無効と判断することになり、「駐留米軍は憲法違反」とした一審伊達判決が浮上することになる。

安倍政権が憲法を蹂躪し日本を「戦争する国」にしようとしている情勢の下、高裁裁判官たちは勇気と良心に基づき司法の正義を守る決断をするべきだ。